

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム
専任職員期末手当・業績手当支給基準

平成 23 年 09 月 13 日 制定

平成 24 年 04 月 01 日 改定

1 支給基準日及び支給対象者

- (1) 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前 1 月以内に退職した職員に支給する。
- (2) 業績手当は、基準日にそれぞれ在職する職員及び基準日前 1 月以内に退職した職員に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の業務成績に応じて支給する。

2 期末手当の額

- (1) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 100 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第 1 に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- (2) 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職した職員にあっては退職した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額合計額とする。

3 業績手当の額

- (1) 業績手当の額は、業績手当基礎額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の勤務期間区分に応じて別表第 2 に掲げる割合及び業務成績に応じて別表第 3 に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- (2) 前項の業績手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職した職員にあっては退職した日現在）において受けるべき基本給の額とする。

別表第 1 在職期間表（専任職員給与規程第 14 条関係）

在 職 期 間	割 合
6 月	100/100
5 月以上 6 月未満	80/100
3 月以上 5 月未満	60/100

別表第 2 勤務期間表

勤 務 期 間	割 合
6 月	100/100
5 月以上 6 月未満	80/100
4 月以上 5 月未満	60/100
3 月以上 4 月未満	50/100

別表第 3 業績率表

- (1) 業務成績が優秀な職員 100/100
- (2) 業務成績が良好な職員 50/100
- (3) 就業規則第 32 条の規定により懲戒処分を受けた職員（処分内容により）2/100
～30/100

附 則

この基準は、平成 23 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。